

大宜味村下水道事業経営戦略

団 体 名 : 大宜味村

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成23年2月1日(11年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適(令和6年4月1日一部適用予定)
処理区域内人口密度	1.176(km ² あたり)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区(塩屋処理区)		
処理場数	1処理場(大宜味浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化、共同化については未実施 最適化については、合併浄化槽への移行について、将来的な施設の大規模更新時期に検討予定		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	10m ³ まで700円 10m ³ を超え30m ³ まで1m ³ につき80円 30m ³ を超え50m ³ まで1m ³ につき95円 50m ³ を超える部分1m ³ につき110円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	10m ³ まで1,100円 10m ³ を超え50m ³ まで1m ³ につき115円 50m ³ を超え200m ³ まで1m ³ につき140円 200m ³ を超える部分1m ³ につき170円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	10m ³ まで1,100円 10m ³ を超え50m ³ まで1m ³ につき115円 50m ³ を超え200m ³ まで1m ³ につき140円 200m ³ を超える部分1m ³ につき170円				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	1,620 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	2,751 円
	令和元年度	1,650 円		令和元年度	2,606 円
	令和2年度	1,650 円		令和2年度	2,516 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	建設環境課(8名) 課長(1名) 建設係 — 係長(1名) — 係員(3名) 環境水道係 — 係長(1名) — 係員(2名 ※うち特定環境保全公共下水道事業担当1名(兼務))
事業運営組織	建設環境課環境水道係は係長を含め3名で構成され、特定環境保全公共下水道事業、簡易水道事業の他、赤土対策事業等を行っている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	維持管理・水質検査・汚泥運搬処理業務
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

水洗化率100%を達成し、施設利用率も全国平均と比較して高い状況にある一方、経費回収率は全国平均を大幅に下回る状況にあり、一般会計からの繰入により経営を維持している厳しい経営状況にある。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

計画人口(250人)に対し、R3年度末時点の処理人口は247人となっており、今後、大幅な人口の増加は見込めない状況にある。

(2) 有収水量の予測

有収水量についても今後、大幅な増加は見込めない状況にある。

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入についても、大幅な増加は見込めない状況にある。

(4) 施設の見通し

供用開始から11年が経過し、機械設備等の老朽化に伴い、今後、定期的な修繕が必要であるとする。

(5) 組織の見通し

現在の組織体制については、建設環境課内で一般業務と兼務で最小人員で業務を賅っていることから引き続き、現在の組織体制を維持していく。

3. 経営の基本方針

世界自然遺産地域として、環境を維持するため、結の浜地域の水質保全を行い安全で快適な村民生活を実現するため、財政健全化を図り事業の持続性と安定性を高める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	本計画間において、施設の建設改良に係る投資は予定していない。
-----	--------------------------------

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	使用料収入の確保に努めるため、計画期間を通して水洗化率100%を維持することを目指す。 ただし、使用料収入では必要な経費を賄えないことから、経営方針の基本方針に基づき、世界自然遺産地域として環境を維持するため、一般会計からの繰入を行うこととする。
-----	--

R5年度以降、以下の考え方に基づき計上

- ・使用料収入の見通し
現在、計画人口にほぼ達していることから、R2決算額と同額を計上
- ・企業債に関する事項
R3・4年度に地方公営企業法適用債を発行
- ・繰入金に関する事項
基準内繰入として企業債元利償還金、基準外繰入として維持管理(高度処理費等)に要する経費分を計上

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

R5年度以降、以下の考え方に基づき計上

- ・営業費用に関する事項
営業費用の大部分を占める委託費が年々増加傾向にあること、また、今度は修繕費の増加見込まれることから、R2年度決算額をベースに毎年度3%上昇を見込む
- ・営業外費用に関する事項
支払利息について、企業債元利償還計画に基づき計上

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	下水道事業を行う近隣市町村との地理的距離が大きく、ハードの広域化が難しいことから、ソフト面での広域化・共同化を検討する。また、最適化の観点から、施設の大規模更新の時期に、合併処理浄化槽への移行も検討する。
投資の平準化に関する事項	本計画間において、施設の建設改良に係る投資は予定していない。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	R5年度までに固定資産台帳の整備を行い、R6年4月から公営企業会計へ移行する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	同規模市町村等を参考にし、R9年度までに料金改定の検討を行う。
資産活用による収入増加 の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	兼務のため、特定環境保全下水道事業には職員給与費を計上しない。
動力費に関する事項	施設設備の合理化による動力費の低減を検討する。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	適時施設の修繕を行い長寿命化を図ることで、トータルコストの低減に努める。
委託費に関する事項	委託できる業務については、既に委託しているため、引き続きこれらの業務について委託を継続していく。
その他の取組	R6年度から公営企業会計に移行するため、研修等に参加し、必要な知識の習得に努める。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	本経営戦略は5年毎に検証を行い、効率的に事業推進すべく適宜計画改定を行う。
-------------------------	---------------------------------------